

★「金融所得課税の一体化」について

～ 含み益が出ている外貨MMFは年内売却が税金面ではお得？ ～

来年1月1日から適用される改正項目の中に「金融所得課税の一体化」があります。これは平成25年度の税制改正において決まったもので、「貯蓄から投資へ」のシフトを目指している政府の方針に基づき、投資に対する税制を簡素で分かりやすいものにするためにまとめられました。

今回は「金融所得課税の一体化」についてその概要を一部抜粋してご案内します。

(若林 茂)

◎債券・公社債投信(外貨MMF等)の譲渡益は課税対象に(負担増)

債券・公社債投信は株式・株式投信と同様に、課税方式が申告分離課税(20.315%)となります。平成27年までは債券・公社債投信の譲渡益は原則非課税であったため、平成28年からは税金の負担が増加することとなります。

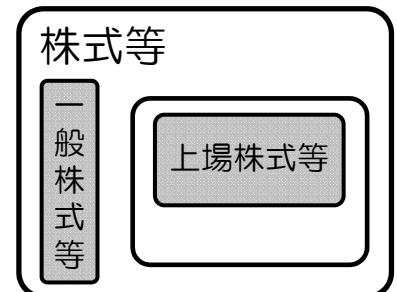
◎債券・公社債投信と上場株式・株式投信との損益通算が可能に(負担減)

一定の債券・公社債投信が上場株式・株式投信と同様の『上場株式等』に分類されたことにより、譲渡損益が生じた場合には上場株式・株式投信の譲渡損益等と損益通算できることとなります。

また、譲渡損については、損益通算をしても控除しきれない部分については、確定申告により翌年以降3年間繰り越すことが可能となります。

◎非上場株式と上場株式の損益通算ができなくなる(負担増)

平成27年までは非上場株式と上場株式の譲渡損益は「株式等に係る譲渡所得等」に分類されるため損益通算をすることができます。しかし、平成28年からは非上場株式は『株式等』のうちの『上場株式等』ではない『一般株式等』に分類され、『一般株式等』と『上場株式等』との間で譲渡損益の損益通算をすることはできなくなります。



<年内に確認しておきたいポイント>

外貨MMF等を保有している場合

- ・「**含み益**」がある場合には、平成27年中に売却すれば譲渡益は全額非課税となりますが、平成28年になってから売却すると20.315%の申告分離課税となってしまいます。
→ 税金面では今年中に売却してしまう方が得かもしれません。
- ・「**含み損**」がある場合には、平成27年中に売却してしまうと譲渡損は他の所得と損益通算できませんが、平成28年になってから売却すれば上場株式の譲渡所得などと損益通算が可能です。
→ 来年以降に含み損がどう変動するか、また上場株式の譲渡所得が生じるかどうかは分かりませんが、来年になってから売却するのも一つの方法かもしれません。

非上場株式の売却を検討している場合

- ・保有している非上場株式を売却し、その損益を上場株式の譲渡損益と損益通算しようと考えている場合には、平成27年12月31日までに実行しなければなりません。

※ いずれにしても、有価証券等の売買判断は税金負担のみを考慮して行うものではありませんので、上記のような税制改正も意識しつつ、売却のタイミングをご検討してはいかがでしょうか。